

人間の営みによって差別はなくせる

同和対策審議会答申から60年

今年は1965（昭和40）年に同和対策審議会答申（同和審答申）が出されて60年の節目の年にあたります。同和審答申は、「同和問題の解決のための基本的方策」を示すことを諮問された審議会が、同和地区の実態調査を行い、百回を超える審議を重ね、内閣総理大臣宛に提出したものです。

これにもとづき、さまざまな施策が行われました。



答申の概要は、次の3点です。

① 同和問題が現実の社会に実在していること

雇用・生活水準・環境状況・就学のさまざまな分野において同和地区住民が部落差別の結果として低位な状況に置かれていることを示しました。

② その解決は、行政の責務と国民的課題であること

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがってこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国（行政）の責務であり、同時に国民的課題である。」

この文言は、憲法に保障された基本的人権が部落差別によって完全に保障されず、同和問題の解決は全ての国民の課題であることを明確に示しています。

③ 同和問題が解決可能な社会問題であること

答申では、同和問題は、日本社会の歩みの中で形成された社会問題であると定義しています。そして、人間の営みによって差別が作り出されたのであれば、人間の営みによって解決ができると明言しています。

同和対策事業特別措置法のもとで

1969（昭和44）年にはこの答申を受け、実態としてある差別の解消のため「同和対策事業特別措置法」が施行されました。

この法律では、同和地区住民の生活権の保障や格差改善をめざし、道路や橋、上下水道や公園などのインフラの整備などが行われました。また、奨学金の設置、就労支援の事業も行われました。

このような施策は2002（平成14）年に終了し、事業の結果、次のように成果と課題がまとめられました。

（概要）

成果

- 生活環境など格差が一定改善された。
- 財政的負担が大きい基盤事業はほぼ完了した。

課題

- 教育・就労・産業面でいまだに格差がある。
- 差別意識が存在する。
- 残る課題については、一般施策で粘り強く取り組むべきで、同和審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれが責務を自覚し、今後とも一致協力して積極的に取り組んでいく必要があると言われています。

人権尊重のまちづくりを

筑紫野市でも同和対策事業特別措置法のもとに、河川の護岸工事、道路や公園の整備など、環境整備事業が行われました。これらは筑紫野市民の安全や生活を支えたり、多くの人々の笑顔を生み出す憩いの場所になったりしています。

一方で、同和地区間い合わせやインターネット上での差別的書き込みなどが発生している現実があります。

今一度、同和対策審議会答申の精神に立ち返り、同和問題の解決を通して、ともに人権尊重のまちづくりを進めていきましょう。

